

狭あい道路の整備の促進に関する条例改正に伴い、 狭あい道路の拡幅に関する横浜市との協議を 一部義務化します。

1 概要

横浜市は、幅員 4 m 未満の狭あい道路について、平成 7 年に「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」を制定し、拡幅整備事業に取り組んでいます。今回の条例改正では、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路（以下「2 項道路」という）のうち、狭あい道路整備促進路線に指定されている道路に接する土地において、建築確認申請等を申請する建築主等は、建築確認申請等の 30 日前までに「狭あい道路の拡幅に関する横浜市との協議」（以下、「狭あい協議」という。）を行うことを義務化します。

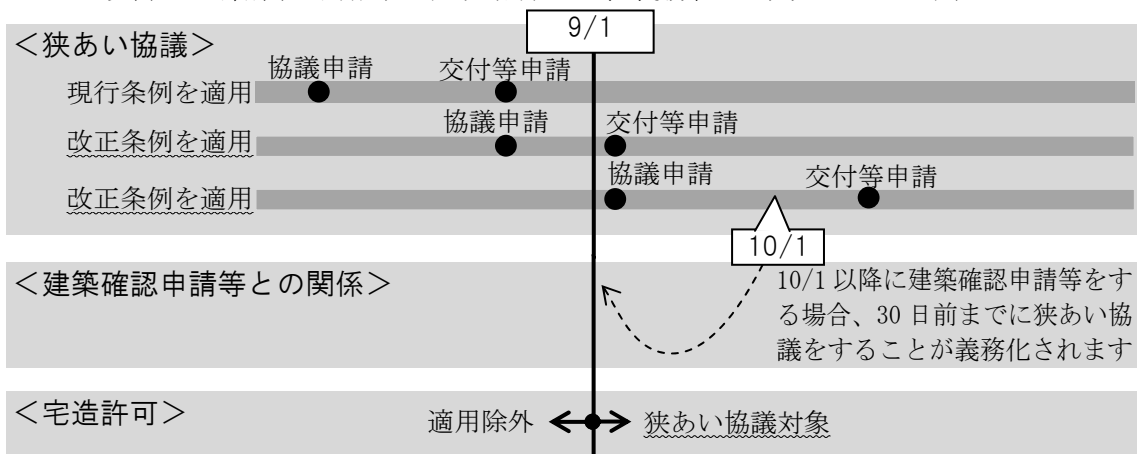
「事前の狭あい協議義務化の対象となる手続き」

- (1) 建築基準法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 43 条第 1 項に規定する許可の申請
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に規定する許可の申請
- (4) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 16 第 2 号に規定する認定の申請
- (5) 横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）第 4 条の 3 第 5 項第 1 号に規定する許可の申請
- (6) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号）第 14 条に規定する許可の申請

2 施行日

平成 29 年 9 月 1 日（金）

（建築確認申請等の 30 日前までに条例に基づく協議を行う必要があることから、10 月 1 日以降に建築確認申請等を行う場合には、義務化の対象となります）



※ 9 月中に上記二重囲み枠内 「事前の狭あい協議義務化の対象となる手続き」 の (2) ~ (6) のいずれかの手続きを行った場合は、10 月 1 日以降に建築確認申請（内 (1)）をする際の、狭あい協議の義務化の対象にはなりません。

※ 9 月中に建築確認申請を申請する場合は、狭あい協議の義務化の対象にはなりません。

3 窓口

建築局建築防災課 狭あい道路担当

TEL 045-671-4544

所在 中区相生町 3-56-1 JN ビル 12 階

詳細については、9 月 1 日以降に下記のホームページをご参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/kyoaidouro.html>

改正条例の概要

●協議対象

- (1) 補助金の交付等を希望しなくても協議が義務となる協議対象
 - ・ 2項道路のうち、狭あい道路整備促進路線に指定されている道路に接する土地で建築確認申請等を申請する場合
- (2) 補助金交付等を希望する場合に協議が義務となる協議対象
 - ・ 整備促進路線に接する土地で、後退部分の塀や門等の支障物の除去や移設等（以下「整備行為」という）をする場合
 - ・ 2項道路のうち、狭あい道路整備促進路線に指定されていない、境界線が確定している公道に接する土地で、建築確認申請等を申請して整備行為をする場合（一部対象外もあります）
 - ・ 狭あい道路整備促進路線以外の狭あい道路に接する土地で、狭あい道路整備促進路線と一体で整備行為をする場合（一部対象外もあります）

適用除外：都市計画法第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
土地区画整理法第4条第1項の認可を受けて土地区画整理事業を施行する場合
過去に整備行為を行っている等、協議を行う必要がないと市長が認める場合等

●協議内容

- ・ 後退用地又は隅切り用地（以下「後退用地等」という）の範囲に関する事
- ・ 後退用地等の舗装及び維持管理に関する事
- ・ 支障物の撤去・移設及び後退用地の舗装など整備行為に係る補助金に関する事等

●補助制度等

- ・ 後退用地等の整備に要した費用に係る助成金
- ・ 狭あい道路に設置された電柱を、後退用地等を除く敷地内に移設した場合の奨励金

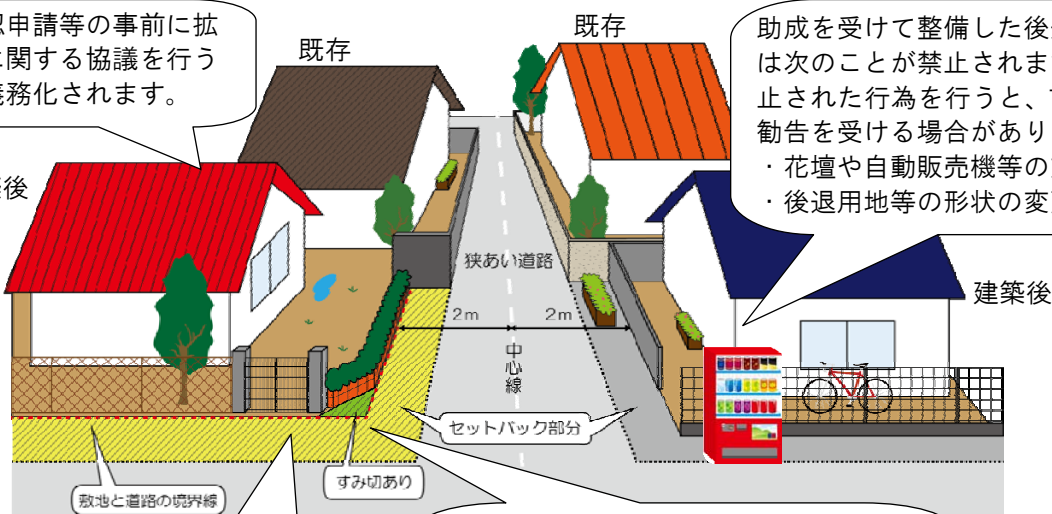
●買取り協議

公道に認定されている狭あい道路整備促進路線に面する角地において、すみ切りとともに整備した後退用地等の買取りについて、市と協議することができます。

●条例の主な改正点

建築確認申請等の事前に拡幅整備に関する協議を行うことが義務化されます。

建築後



助成を受けて整備した後退用地等では次のことが禁止されます。また、禁止された行為を行うと、市から指導・勧告を受ける場合があります。

- ・ 花壇や自動販売機等の支障物設置
- ・ 後退用地等の形状の変更

建築後

平坦な道路形態に整備するよう努めることとなります。

公道の狭あい道路整備促進路線の角地において、すみ切りとともに整備した後退用地等の買取りに関して、市と協議することができます。（斜線部分）